

平成28年3月29日

於 教育委員会室

平成28年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成28年3月大和市教育委員会定例会

○平成28年3月29日（火曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	篠 田 優 里
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	齋 藤 園 子	こども部長	関 信 夫
文化スポーツ 部 長	北 島 滋 穂	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	犬 塚 克 徳	保健給食課長	佐 藤 正 美
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	深 谷 美 紀
青 少 年 相 談 室 長	池 田 操	こども・ 青少年課長	佐 藤 則 夫
文化振興課長	樋 田 久美子	生涯学習 センター館長	山 崎 浩
図 書 館 長	桜 井 真 澄	ス ポ ー ツ 課 長	大 軒 邦 彦

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋 藤 信 行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤 村 のどか
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

1	開 会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議 事	
日程第 1	（議案第10号）	大和市立小中学校規模適正化基本方針について
日程第 2	（議案第11号）	大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 3	（議案第12号）	大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
日程第 4	（議案第13号）	大和市文化財保護条例施行規則の一部を改正す

- る規則について
- 日程第 5 (議案第 14 号) 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 6 (議案第 15 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 (議案第 16 号) 大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 (議案第 17 号) 大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 9 (議案第 18 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第 10 (議案第 19 号) 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 11 (議案第 20 号) 大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 12 (議案第 21 号) 夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱について
- 日程第 13 (議案第 22 号) 放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第 14 (議案第 23 号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 15 (議案第 24 号) 異議申立てに対する決定について
- 日程第 16 (議案第 25 号) 大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について (諮問)
- 日程第 17 (報告第 1 号) 平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 18 (報告第 2 号) 大和市教育委員会職員の人事異動について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本
教育長

ただいまから、教育委員会3月定例会を開会いたします。

会議時間は、午後3時までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の会議録の署名委員は、3番鈴木委員、4番篠田委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きを報告させていただきます。

2月17日、18日の両日で、教育委員の学校訪問があり、小学校8校を訪問しました。教育委員の皆様もお疲れさまでした。今回の学校訪問も、各学校でのいじめ・不登校の取り組み、学力向上の取り組みや、学校ごとの課題について、踏み込んだ話を聞くことができ、有意義だったと思います。印象的だったのは、多くの学校で課題として、若手教職員の育成を挙げていることです。40代が極端に少ない教職員の年齢構成が、若手教職員の資質や教育技能の向上を難しくしていることは、以前から問題視されていましたが、現場での苦勞を改めて知ることができました。教育委員会としても研修の方法や内容を見直す中で、学校現場でのニーズに応えられるようにしてまいりたいと考えています。

2月18日には、臨時小中学校長会を開催いたしました。これは、2月15日の総合教育会議を受け、教育大綱に関して、協議経過を伝えながら内容を確認したものであります。教育行政の指針となる大綱ですので、今後とも学校現場と協力しながら、教育施策の推進を図ってまいりたいと思います。

20日には、第2回大和市自治会交流フェスタが開催されました。昨年からはじめたものですが、今年は式典に続いて基調講演やパネルディスカッションなどもあり、高齢社会を迎えるにあたっての自治会の役割などをテーマにした学習が深まったようでございます。

27日土曜日にはすてきな子育て講演会があり、ごあいさつをさせていただきました。若い方の参加が多く、関心の高さがうかがわれました。

28日には、教育委員会表彰式を、市長、市議会議員、県議会議員の皆様のご臨席のもと、執り行うことができました。23人・6団体の方を表彰いたしました。今年も多くの方にお渡しできたことをうれしく思います。また、教育のさまざまな場面で、たくさんの方に支えていただいていることを改めて感じることができました。

また、同日午後には、母親クラブ大会が開催され、オリンピック金メダリストの森末慎二氏の講演会がございました。会場は参加者で満員でした。私も聞かせていただいたのですが、努力と勝負に臨んでの自己を律する精神力に深く感銘を受けました。また、今年は南林間地区家庭・地域教育活性化会議との共催での取り組みでした。

29日には、大和シルフィードからの図書贈呈式がございました。これは、学研プラスが出版した『スポーツ感動物語 アスリートの原点』の中に、大和シルフィード出身の川澄選手が取り上げられていることから、全小学校にと寄贈されたものです。贈呈式は、川澄選手の母校である中央林間小学校で執り行われました。

3月2日には、第2回いじめ問題対策調査会を開きました。今年度全体を報告するとともに、毎年全校で行っているアンケートの内容に対して意見をいただくなど、来年度につながるような運営を心がけました。

8日には、直木賞を受賞された青山文平さんへの市民栄誉賞表彰式が行われました。私も受賞作を読みましたが、江戸という時代背景を借りながらも、女性の持つ強さや人間がふと見せるヒューマンな部分が描かれているところに、とても惹かれました。表彰式の後、懇談する機会をいただき、小説の題材を発掘することの難しさなどを直接お聞きすることができました。大変謙虚なお人柄であり、こうした立派な方が大和市民であることを、とても誇らしく思いました。

12日には、少年消防団卒団式が生涯学習センターホールで行われました。121名の少年消防団員一人一人が、萩野谷消防長から修了証を受け取りました。式の後、この1年間の活動紹介もありました。大人になってもこの経験を忘れずに、地域で防火・防災の推進役となってほしいと思います。

14日には中学校で、18日には小学校で、それぞれ卒業式が挙行されました。中学校の卒業式は、あいにくの雨でしたが、全小中学校が無事に卒業生を送り出すことができました。また、どこも素晴らしい式であったと聞いております。教育委員の皆様も、ご出席ありがとうございました。

20日には、大和珠算連盟による珠算競技大会表彰と、優良生徒表彰が行われ、参加させていただきました。昨年よりも表彰される人数が多く、また、小学1年生の児童が全国大会で表彰されるなど、子どもたちの努力がよくわかる表彰式でございました。

22日には、北大和小学校の前に信号機が設置されたことに伴い、市長、警察署長を交えて、点灯式が執り行われました。北大和小の前の県道56号は、幅員が12メートルもあり、横断禁止になっています。そのため、通学する子どもたちも地域住民の方々も、遠回りをして横断歩道や歩道橋を渡るしかなく、長い間不便と危険を感じていました。やっと信号機が設置され、交通安全指導にもますます力を入れていきたいと校長が話していました。本当に良かったと思います。

27日には、大和スタジアムにおいて、大和市野球連盟総合開幕式が行われました。小学生から壮年まで140を超えるチームの参加で行われ、壮観でした。

同日夜には、大和シルフィードのキックオフパーティーがあり、参加させていただきました。今年はぜひ、チャレンジリーグから2部リーグへの昇格を果たしてほしいと思います。

続きまして、平成28年市議会第1回定例会における一般質問の報告をいたします。今回は、15名の議員からご質問がございました。時間の関係ですべての質問のご報告はできませんので、各議員、主な質問だけに絞ってご報告いたします。

中村議員からは、義務教育期間に家庭が負担する学校教育費、義務教育期間にかかる児童・生徒の学校教育費無料化についてご質問がございました。文部科学省が実施している平成26年度の調査結果によると、義務教育期間でかかる学校教育費は、公立学校に就学した場合約111万円、私立学校に就学した場合は約867万円となっています。また、義務教育期

間の経済的な支援につきましては、就学援助制度を中心に子どもや保護者への支援に努めていることから、現時点では経済的に余裕のある保護者も含めたすべての保護者への支援は難しいと考えていることをお答えいたしました。また、小学校英語教育の拡充に関して、NHKラジオ講座を短時間学習教材として活用してはどうかというご提案をいただき、英語に触れる機会として紹介していくことも考えられることなどをお答えいたしました。

小田議員からは、命の大切さを伝える教育と、運動会組体操に関するご質問がございました。命の大切さを伝える教育につきましては、道徳の時間はもとより、小学校生活科の自分の生き立ちを振り返る学習や、総合的な学習の時間などで行っているほか、中学校家庭科での保育実習や総合的な学習の時間で学んでいます。さらに、医師や保健師による「やまと・いのちの教室」などを通して、子育てに通じるさまざまな学習を行っていることをお答えいたしました。組体操については、今年度の組体操の実施校は、小学校が5・6年生を中心に19校中17校、中学校が全学年男子を中心に9校中5校となっております。過去3年間の組体操による骨折などの件数は、小学校では7件、中学校では1件でした。今後も児童・生徒の発達段階に合わせた無理のない技を設定するとともに、高さを伴う技では特に安全に配慮し、十分な人数で補助するなど、事故の予防に努めてまいります。

佐藤正紀議員からは、中学校における学力格差についての認識と、基礎学力が定着していない生徒への支援についてご質問がございました。学力格差が生じる背景には、生徒の学習習慣や生活習慣、また家庭環境など、多くの要因が関係していると認識しています。そのため、全体としての基礎学力の向上が、学力格差の解消につながると考えています。学習や生活全般にわたる実態とその背景を多面的な視点から考察し、授業時間における学習支援体制や、授業時間外の学び直しのあり方について、よりよい形を検討し、全体の学力向上に努めていくことをお答えいたしました。

古谷田議員からは、部活動の顧問に対する支援についてと、外部指導者の活用における体育協会等との連携についてご質問がございました。現

在、学校では、部活動業務の軽減のため、顧問の複数配置を進めており、大和市全体で77.5%の部活動が複数配置となっております。また、外部指導者30名を一人年間52回、学校の実情に沿って派遣しております。現在外部指導者は、学校とのつながりのある方や、部活動ボランティアバンク登録者のほか、体育協会を構成する各競技団体の協力により派遣される方をお願いしております。体育協会等、地域団体との連携の幅を広げていくことにより、部活動の活性化が期待されることから、今まで以上に連携が図られるよう検討していく旨をお答えいたしました。

河端議員からは、教育現場でのがん教育の現状と、今後の計画についてのご質問でした。文部科学省は、がん教育を平成29年度以降、全国に展開することを目指しており、県教育委員会でも教材の作成やモデル授業の検証に取り組んでおります。本市では、いち早く光丘中学校がそのモデル校となり、がんについての理解を深め、健康や命の大切さを学ぶ授業を実践しており、今後も国や県の動向を注視しながら研究を進めてまいります。

宮応議員からは、今後の教育のあり方に対する教育長の見解、いじめ問題に関する現状と取り組み、教員の多忙化解消にかかわることなどの質問をいただきました。昨年4月の法改正により、抜本的な教育委員会制度改革が実行され、新しい制度の下、総合教育会議の中で、市長と教育委員会が協議を重ね、このほど大和市教育大綱が策定されました。新制度においては、引き続き教育の政治的中立を確保する中で、市長と教育委員会とがこの大綱を共通の柱とし、理想と目的を同じくして教育施策に取り組んでいくことが求められていると認識していること、教育委員会としましてもその趣旨に則り、本市の教育大綱が児童・生徒や市民にとって実りあるものとなるよう、今後も独立した執行機関としての責任を果たし、諸課題に取り組むとともに、市長と連携しながら本市の教育のさらなる発展に努めていくことを私から述べました。また、いじめに関しては、平成26年度本市のいじめ認知件数は、小学校154件、中学校55件で、ひやかしやからかい、仲間外れなどが多くなっています。解消率は、小学校が94.2%、中学校が100%です。教職員の多忙化に関しては、教職員の定数

改善等について、様々な機会を通じて多忙化解消に向けた取り組みを国に働きかけるよう、県教育委員会に要望していくことなどをお答えいたしました。

高久議員からは、生活保護基準引き下げに伴う就学援助受給者についてや、給付型奨学金についてなどのご質問がございました。就学援助受給率としては、小学校で平成22年、中学校で平成23年をピークに減少傾向であること、平成27年度の基準につきましては、生活保護基準引き下げがあったことにより、本来であれば下がる予定でしたが、2年連続の認定基準の大幅な変更への影響を考え、平成26年度基準で運用していること、また、本市の就学援助事業は、生活保護基準の1.5倍までを対象とし、県内でも高い基準となっていることから、現段階では基準の引き上げは考えていないことなどをお答えいたしました。また、高等学校等への進学の件で、家庭の経済的負担の軽減を図るため、給付型の奨学金制度を実施しておりますが、給付額や受給基準の緩和については、子どもや保護者へのよりよい支援となるよう研究していくこともお答えいたしました。

大波議員からは、学校建設とスマートフォン対策における教育委員会の考え方のご質問でした。なお、北部小学校の過大規模化に関しては、高久議員からもご質問がございました。児童数の推計は、市全体を見た場合、減少していく傾向にあると認識しています。しかしながら、生産緑地等の解除や工場跡地等の開発があった場合など、地域によっては一時的に児童・生徒数は増加していく可能性もあり、今後も児童推計を注視しながら状況に応じ、対応を検討していく必要があると考えています。北大和小学校の過大規模の解消を目指すため、平成25年度末から自治会やPTAなど、地元関係者との協議会を設けておりますが、本年2月にも同協議会を開催し、今後も学習環境の整備に向けての話し合いを進めていくことなどをお答えいたしました。また、北部地区で市内小学校平均校地面積分の土地を確保することは難しい状況にあることもお答えいたしました。スマートフォン対策につきましては、本市では「大和市情報教育計画」に基づき、情報機器の利用については、禁止や制限をするのではなく、適正な活用のために必要な知識と判断力の育成に重点を置いた情報教育に取り組ん

でいることをお伝えいたしました。

金原議員からは、子どもたちをたばこの被害から守るための取り組みについてのご質問がございました。成長時期に喫煙すると、依存症になりやすく、喫煙開始年齢が早いほど肺がんなどの病気にかかりやすくなるなどの危険性があり、テレビドラマなど、子どもに興味を持たせるような喫煙場面を見せることには配慮を要すると考えています。喫煙による健康への影響について、より専門的な知識を身につけるため、外部講師を招いて講演会を実施している学校もあり、今後ともたばこを含めた健康教育の充実に取り組み、子どもたちが将来にわたって健康で安全な生活ができるよう努めてまいることをお答えいたしました。

山崎議員からは、対話による美術鑑賞事業につきまして、事業の意義や効果、文化創造拠点のギャラリーの活用についてなどのご質問がございました。対話による美術鑑賞は、思考とコミュニケーションを重ねることで、子どもたちは作品に対する見方や感じ方をさらに広げながら相互の理解を深めるとともに、考える力を身につけていくものと認識しており、このことはアクティブラーニングにもつながると考えられることから、教育委員会としましても引き続き学校と協力し、工夫しながら実施していくこと、また文化創造拠点のギャラリーの活用については、研究していくことなどをお答えいたしました。

佐藤大地議員からは、「中学校で働くルールの学びを」というご質問でした。中学校の社会科公民分野では、職業の意義と役割、及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務や、労働基準法の内容に関連づけて指導しております。具体的には、原則として労働者と使用者は対等の関係であることや、労働条件等について学んでおり、その中で、仕事と生活を調和させるワーク・ライフ・バランスの大切さについても学んでいることをお答えいたしました。

石田議員からは、地産地消にかかわって、教育委員会としての目標値の設定と、市の周辺地域からの仕入れについての質問がございました。現在も納入業者には、県内産の食材がそろう場合には納品していただいておりますが、大量に使用する食材の安定供給が重要であることから、納入業者

への県内産の割合の目標設定ではなく、確実に納入できる方法の中で取り組んでいきたいと考えております。また、大和市食育推進計画における学校給食の県内産食材割合の目標は、神奈川県食育推進計画の目標値を参考に30%としております。納入業者には、既に県内産の野菜を積極的に取り扱うように依頼しておりますが、現在、取引している農協などとも協議してまいります。

青木議員からは、少年犯罪抑止・再発防止にかかわるご質問でした。子どもたちを取り巻く環境の変化に対する今後の学校教育の取り組みや、未然防止や早期対応に向けた関係機関、団体との連携などについてお答えいたしました。急速な情報化による顔の見えない人間関係の広まり、地縁的なつながりの希薄化など、社会状況や生活環境の変化は、社会性や自主性、判断力の低下につながり、子どもたちの問題行動の一因となっているとも考えられます。今後の学校教育では、家庭や地域社会とともに、子どもたちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけることが重要であり、地域活動に参加する意欲と態度を育てるとともに、子どもたちの情操を育み、地域の特徴や人材を生かした取り組みについて研究を進めたいと考えています。また、関係機関と連携し、放課後の子どもの様子を把握するとともに、問題行動発生時に即時対応ができるよう、様々な場において協議会を開催していることをお答えいたしました。

古木議員からは、人権移動教室の実施状況等に関するご質問でした。平成27年度は市立小学校5校で、世界で活躍している「国境なき医師団」をテーマにした人権移動教室が実施されております。主に6年生を対象に実施されましたが、中にはPTAも参加し、講演終了後に学習会を開催し、児童と一緒にグループ協議を行うことで、人権に関する理解を深めた学校もございました。人権移動教室につきましては、引き続き学校への周知や情報提供を心がけていくことをお答えいたしました。

二見議員からは、小学校のトイレで、男子が友達のことを気にしてなかなか大便ができない状況にある旨のご指摘がございました。教育委員会からの答弁の前に市長から、改修を予定している小学校には、教育委員会と協議しながら、男子トイレの一部に個室化を進めていく旨の答弁がございま

した。教育委員会からは、トイレ改修の際には、洋式便器の個数を増やすとともに、湿式の床から乾式の床へと変更していること、小便器には感知式洗浄装置、水道には自動水洗、照明には人感センサーによる自動点灯方式を採用しており、今後も各学校の要望を聞きながら、児童・生徒にとって使いやすいトイレへと改修を進めていくこととお答えいたしました。

市議会の報告は以上です。続いて、次回定例会までの予定をお伝えします。

3月31日は、退職辞令交付式を執り行います。定年で退職する皆さんには、長い間本当にお疲れさまでしたと声をかけたいと思います。

続いて、4月1日には、採用等辞令交付式がございます。昇任、転任、そして新採用、それぞれの立場での辞令となりますが、新たな年度の始まりに際し、初心を大切に着任してほしいと思います。

5日には、全小中学校で入学式が予定されています。今年度の新入学児童数は1,993名、新入学生徒数は1,805名でございます。

14日には、子ども会連絡協議会定期総会が予定されており、日ごろからお世話になっているお礼をお伝えしてまいりたいと思います。

15日には中学校、20日には小学校の教育研究会総会が予定されております。

16日には、青少年指導員協議会の委嘱式と総会が予定されております。

17日には、少年消防団の入団式がございます。

22日には、小中学校長会を開催し、今年度のスタートをしっかりとものにしたいと思います。

27日には、高相管内教育長会議が予定されております。

長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。

ただいまの報告に関しまして、質疑または補足等ございましたらお願いいたします。

○石川 2月17・18日に、今年度最後の学校訪問に臨みました。各学校とも
委員 テーマに沿って、一生懸命取り組んでいる様子が見え、課題も
各学校いろいろあり、その課題をどう克服していくかが、今後の問題に

なると思います。特に学力向上に関しては、今年度あたりから、少しずつ成果が出てくるのではないかと期待しています。

○鈴木委員 私は中学校と小学校の卒業式についてお話ししたいと思います。中学校では、式の後退席するときに、担任に対し、クラスごとに大きな声で一言ずつお礼を言っていたのが感動的でした。また、小学校では全卒業生が、一人一人将来の夢について、自分の思いを交えて具体的に話していたのが大変良かったと思います。

○青蔭委員 私も卒業式について一言述べたいと思います。出席した小学校では、卒業生に手話を使う児童や多動性の児童もいました。その子たちに対する教員やクラスの子どもたちの心配りに感銘を受けました。子どもたちは、教員とアイコンタクトを取りながら、その子たちをサポートしていました。私は常々感じるのですが、教育の中では、学力も重要ですが、やはり周囲の人々に対する温かい心が養われることが大切だと思います。今回、多動性の子が式の途中で立ってしまう場面がありましたが、そばにいる児童が「もう少しで終わるよ」などと着席を促し、また座ることができていました。教員もしっかりとその子たちを見守っており、阿吽の呼吸の中で温かくサポートする姿に、教育の原点を見たように感じました。大変素晴らしい卒業式でした。

○篠田委員 私も中学校の卒業式に出席いたしました。多くの地域の方々に見守られ、厳粛な卒業式だったと思います。卒業証書授与のときの音楽が、ピアノとフルートの生演奏だったことに、非常に驚きました。とても心温まる卒業式でした。

学校訪問は、今年度最後の訪問であり、すべて小学校でした。各学校、本当に忙しい中準備をしていただきました。ある学校では、不登校児童の困り感を真剣に考え寄り添う姿が、またある学校では、学力向上に向けて学年全体で取り組む工夫が見られ、努力している状況がよくわかりました。

○柿本教育長 ありがとうございます。
他にはよろしいでしょうか。
では、ただいまの報告に対する質疑を終了します。

◎議 事

○柿 本 それでは、議事に入ります。
教育長 日程第1（議案第10号）「大和市立小中学校規模適正化基本方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬 塚 方針の説明に先立ち、「はじめに」とした前文について触れさせていただきます。近年の少子化に伴い、全国的には子どもたちの数が減少していますが、大和市ではそれほど大きな増減はなく、逆に一部地域では、マンション開発等で児童数が増加しているところもあります。子どもたちにとって望ましい教育環境を整備していくため、学校規模の適正化に取り組むための基本的な考え方や方策をまとめたものが、この基本方針でございます。

内容をご説明します。

1番は、児童・生徒数の推移についてまとめました。本市の直近12年間の児童・生徒数の推移をみると、多少の増減はあるものの、大きな変化はない状況です。一方、第8次大和市総合計画後期基本計画策定に当たって、平成23年度に実施した将来人口推計によると、0～14歳の子どもたちは将来的に減っていく傾向が見られます。

2番は、今後の状況についてです。児童・生徒数は、将来的には減少に転ずる見込みですが、生産緑地の解除や工場跡地の開発などがあつた場合、地域によっては一時的に増加する可能性があります。状況に応じ、対応が必要であるとまとめております。

3番は、適正な学校規模の考え方についてとして、3点に分類しました。1点目は、児童・生徒数及び学級数について、2点目は、学区について、3点目は、教育施設についてです。

3-1は、児童・生徒数及び学級数についてまとめてあります。

(1)として、法的な解釈を記載しました。標準学級は12～18学級とする旨が、学校教育法施行規則に示されていますが、文部科学省では、

「特段の事情があるときは、この限りでない」としており、弾力的なものになっていることに留意が必要です。また同省では、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校と定義しております。また、小規模校の特性として4点、大規模校の特性として4点、メリット・デメリットを記載しております。

(2)は、小規模校化及び過大規模校化への対応についてです。小規模校については、学校の活性化のための検討のほか、状況により統廃合を視野に入れた検討を行うこと、過大規模校については、学区の変更、施設の増築、学校の新設の3点でまとめてあります。

3-2は、学区についてまとめてあります。

(1)は、学区に関する基本的な考え方です。通学距離、通学上の安全確保、地域コミュニティとの関係を総合的に考慮し、判断するとしています。

(2)は、通学距離の適正化についてです。文部科学省では、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内を適正な通学距離としております。大和市では、小学校ではおおむね2km以内、中学校ではおおむね3km以内を原則としており、同省の基準の約半分となっております。

(3)は、通学路の防災・防犯・交通安全の確保についてです。通学路は、PTAと学校が中心になって道路を選択し、教育委員会が承認しています。時には、道路事情等により変更する場合もございます。

(4)として通学区域境界線の明瞭化について、(5)として地域コミュニティへの配慮をそれぞれまとめました。

3-3は、教育施設についてです。過大規模校化に際し、プレハブ教室を使用して対応する場合の考え方や、避難場所としてのグラウンドの使い方のほか、特別教室の2室展開などについて記載しました。

4番は、学校規模適正化の基本的な方策について、まとめました。今回の基本方針の中心的な考え方となり、図で示しています。小規模校については、通学区域の変更や弾力的運用でも解消が見込まれない場合、統廃合を検討するとしております。対象となるのは、小規模校が複数近接する場

合や、小規模校と標準規模校が近接している場合です。過大規模校については、まず学区の見直しや学区の弾力的運用により適正化を図ります。次に、普通教室の確保を最優先として校舎の増築等で対応します。最後に、新設校の検討としております。

4-1は、学校規模適正化の留意点をまとめています。

(1)は、学区の変更をする場合です。兄弟姉妹への配慮や、保護者、地域住民の理解、子どもたちの安全確保を十分に考慮した通学路や通学距離についてまとめてあります。

(2)は、校舎の増築についてです。工事期間中の授業への影響に対する配慮のほか、少人数指導用の教室の確保、特別教室の拡張など、教育環境の充実が図られるような対策が必要である旨を記載しています。

(3)は、学校の新設についてです。将来的な児童・生徒数の減少を考慮し慎重に検討すること、新設によって変更になる通学区域への配慮、施設の転用、防災・防犯・交通安全対策等をまとめてあります。

(4)は、統廃合の検討についてです。統廃合を視野に検討する地域、統廃合を行う場合の方針、統廃合後の旧学校施設について記載しています。

4-2は、地域との連携についてです。学区は自治会単位を基本としている場合が多いので、学区の編成については、保護者や地域住民の理解が必要になること、自治会単位での学区の変更や弾力的運用については、引き続き受け入れ可能な場合に対応していくことなどをまとめています。

5番は、基本方針の活用について記載しております。今後、何らかの対策が必要な場合は、状況に応じて、保護者や地域、学校関係者などからなる協議会を開催し、適正規模に近づけるための方策を検討していくこととなります。

6番は、基本方針の見直しについてです。社会情勢や国の動向によって、必要に応じ見直しを行うとしております。

7番は、この基本方針を策定するに当たって立ち上げた検討委員会の構成メンバーです。校長4名については、小学校、中学校の小規模校、大規模校から1名ずつ参加していただきました。また、策定に当たり、学識経

験者として流通経済大学の小松郁夫教授にご意見をいただきました。小松教授は、国立教育政策研究所の研究室長や研究部長を歴任されていて、学校現場に入り込んでの学校経営に関する実践的研究を行っている方です。横浜市や相模原市の学校規模適正化検討委員も務められています。

このような過程を経て、基本方針案を策定いたしました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○鈴木 3点ほどお聞きしたいと思います。

委員 1点目は、1（2）の将来の人口推計について、0～14歳の年少人口推計は、どのように算出されたのか、わかれば教えてください。

2点目、7番の基本方針策定検討委員会構成メンバーについては、今回方針が策定された時点で解散ということになるのでしょうか。6番では、必要に応じ見直すとされていますが、検討委員会のメンバーはどうなるのか、教えてください。

最後に、策定にあたり、検討委員会は何回開催されたのでしょうか。

○犬塚 まず、年少人口推計についてです。先ほど少しご説明しましたが、平成
学校教育 23年度の住民基本台帳における転出入のデータ等を参考に、委託はした
課長 もの、市が責任を持って推計したものです。平成23年度に行ったため、直近の年少人口とは多少異なっている点があるかと思います。

2点目の策定委員会メンバーについてです。今回、基本方針の策定をもって、当該委員会については解散と考えております。

最後に、検討委員会は、全部で4回開催しました。

○鈴木 わかりました。
委員

○石川 3-1（1）の法令等から見た適正規模の話では、12学級以上18学
委員 級以下を適正規模としているとのことでした。大和市では現在、25学級以上の大規模校、31学級以上の過大規模校、また、小規模校といわれる学校はそれぞれ何校あるか、現状を教えてください。

○犬塚 平成27年5月1日現在で、11学級以下となる小規模校は、中学校で

学校教育 2校です。25学級以上になる大規模校は小学校で2校、31学級以上の
課 長 過大規模校は小学校で1校です。

○石 川 わかりました。

委 員 続けて、3-2(4)の通学区域境界線の明瞭化の件で、実際には現状
かなり弾力的な学区もありますが、そのような地域も将来的には、境界を
はっきりさせていく方向性だということによろしいですか。

○犬 塚 通学区域の境界線というのは、大きな道や線路、自治会の堺などを基本
学校教育 として設定されてきた経緯があります。ただ、その境界線上に大きなマン
課 長 ションができたときなど、その学区として受け入れるのが厳しい場合、境
界線の反対側にある学校に通ってもらうということは、これまでもありま
した。そのため、境界線がでこぼこしている部分が存在します。また、学
校規模を適正に近づけるため、学区の弾力的運用により、境界線を越えて
通学している地域もあります。

将来的には、ある程度児童数が減少し、整理できれば、境界線の見直し
も不可能ではないと思いますが、そのときの状況により必要性を判断する
ことになると思います。

○石 川 わかりました。

委 員 もう1点、1(2)の今後の児童・生徒数の推計では、平成42年まで
の人口推計が書いてありますが、この基本方針は、どれぐらいの期間を視
野に入れているのでしょうか。また、必要に応じ見直すとしていますが、実
際に運用していく中で、いつ頃を目途にしているか教えてください。

○犬 塚 基本方針の期間については、特に共通認識として定めてはおりません。
学校教育 個人的な見解では、10~20年は見据えています。しかし、児童推計な
課 長 どでは、子どもの数は将来的に減少すると見込まれているものの、今後極
端に減少する可能性や、逆に増加していく可能性もないわけではありませ
ん。やはり、状況によって、もっと早く見直さなければいけないこともあ
ろうかと思えます。

○篠 田 3-1(2)①の小規模校化への対応について、2点目の「統廃合も視
委 員 野に入れた検討」というのは具体的にイメージできるのですが、1点目の
「学校の活性化のための検討を行う」とはどういうことなのでしょう。

「検討」とは、問題点や課題を洗い出す目的なのか、または、地域にもその予測を伝えるという意味なのか、内容を具体的に教えていただけたらと思います。

○犬塚 児童数が減少していったときに考えられる影響としては、例えば交友関係などを考慮した学級編制ができないことが挙げられます。本来であれば、35人以下にするために少人数学級にするのですが、このような事態が起きたときは、もっと少ない人数で2クラスに分け、活性化することなどが考えられると思います。

単学級編制となる状態が継続することが見込まれる場合には、統廃合を検討します。うまく条件が整い、小規模校同士が統合して各学年が複数の学級編成になれば、また活性化も期待できると考えています。

○柿本 少々補足します。1番目は、教育上、小規模校になって生じるデメリットについて、まずはクラスを分ける等学校の中での工夫によって、学校を活性化して解消を試みるということです。2番目として、それでもその課題が解決できないような状態が継続すると見込まれる場合には、統廃合も視野に入れた検討を行うとご理解いただければと思います。

○篠田 わかりました。ありがとうございます。
委員

○青蔭 基本方針策定検討委員会の方々にご検討いただき、私はよくまとまったと思いますので、このとおりにしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○柿本 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。
教育長 ほかにないようでしたら質疑を終結いたします。
これより議案第10号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第10号は可決いたしました。
教育長 続きます。日程第2(議案第11号)「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

- 大 下 本規則の改正に関しまして、「大和市教育委員会の権限に属する事務の
教育総務 補助執行について（回答）」は、2月定例会で教育委員会から協議した内
課 長 容に対する大和市長からの回答です。教育委員会から提示した内容に同意
するというものです。

（1）は、組織改正により生涯学習センターと図書館が図書・学び交流
課となることに伴うもので、4月1日施行の内容です。（2）は、視聴覚
ライブラリーの廃止に伴うことで、9月1日施行予定です。（3）は、図
書・学び交流課の業務の一部を指定管理者に移管することに伴うもので、
11月3日施行予定です。

協議に同意が得られたため、今回は（1）の内容の規則改正を行うもの
でございます。そのほか、改正に合わせ、文言の整理をした部分もござい
ます。

資料には、規則の改め文のほか、新旧対照表、現行規則を添付しており
ます。

説明については以上でございます。

- 柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし
教育長 ます。

- 石 川 前回の定例会で、本件については、既に細かく審議し、かつ、こちらか
委 員 らお願いしたという経緯がございます。中身については、はっきりしてい
ることですので、私はこれで良いのではないかと思います。

- 柿 本 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

教育長 ほかにないようでしたら質疑を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

- 柿 本 異議なしということで、議案第11号は可決いたしました。

教育長 続きまして、日程第3（議案第12号）「大和市教育委員会公印規則の
一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 本規則も、主としては、組織改正によるものです。別表に定める庁印の
教育総務 専用委員会印のうち、「生涯学習センター専用」印を「図書・学び交流課
課 長 専用」印に改めるほか、組織名称として「生涯学習センター」「図書館」
とある部分を「図書・学び交流課」と改正します。先ほどの規則同様、こ
の機会に文言を整理した部分もございます。

こちらにも改め文のほか、新旧対照表、現行規則を添付しております。
説明については以上でございます。

○柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし
教育長 ます。

○青 蔭 組織改正によるものでございますので、このとおりでいかがでしょう
委 員 か。

○石 川 同じです。このたびの組織改正にかかわることですから、これはもうそ
委 員 うせざるを得ないということによろしいと思います。

○柿 本 ほかにはよろしいでしょうか。
教育長 それでは質疑を終結いたします。
これより議案第12号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第12号は可決いたしました。
教育長 続きまして、日程第4(議案第13号)「大和市文化財保護条例施行規
則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。樋田文化振興課長。

○樋 田 本件の改正理由でございますが、他の教育委員会規則と表記の統一を図
文化振興 るため、主として別記様式を廃止するものでございます。

課 長 改正する部分でございますが、第1号様式から第8号様式につきまし
て、別表にまとめるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし
教育長 ます。

○石川 事務上のことですので、これは特に支障がなく、良い方に進むのであれ
委員 ば、これでよろしいのではないのでしょうか。

○柿本 ほかにはよろしいですか。
教育長 それでは、質疑を終結させていただきます。
これより議案第13号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第13号は可決いたしました。
教育長 続きまして、日程第5(議案第14号)「大和市教育委員会教育長に対
する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とい
たします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 本件につきましては、教育委員会の会議に付さなければならない事項を
教育総務 定める第2条のうち、第5号中「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇
課長 給等に関する規則別表第1」とある部分を、「大和市一般職の職員の給与
に関する条例別表第5」に改めるものです。現行では「規則」、改正案で
は「条例」となっているところが、主な改正点です。

根拠法令の改正により、規則で定めていたものを、条例に定めることと
なったものでございます。

簡略でございますけれども、説明については以上でございます。

○青蔭 1点だけ質問ですが、規則が条例となることについて、もう少し細かく
委員 ご説明いただけますか。

○大下 現行に記載のある「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関す
教育総務 る規則」には、級ごとに職務の基準となる表が定められております。本議
課長 案の規則においては、教育委員会の会議に付さなければならない事項とし
て、「4級以上の職員の任免その他の進退に関すること」について、その
表を引用して示しているものでございます。よって、引用元となる例規が
改正されることに伴い、本規則も改正するものです。

○青 蔭 なぜ規則から条例に変えなければいけなかったのか、もう少しご説明い
委 員 ただけますでしょうか。

○大 下 地方公務員法の改正により、等級別基準職務表を条例で定めることとさ
教育総務 れたとのことです。それにより、これまでは規則で定めていたものを、本
課 長 市でも条例で定めることとなったものです。

○石 川 本議案に異議はないのですが、そうしますと要するに、教育委員会の一
委 員 般職員の昇格や昇給については、教育委員会の規則ではなく、市の規則で
決まっているということでしょうか。教育委員会の職員については、教育
委員会規則で定められているものと思っていたのですが。

○柿 本 どう位置づいているかということですね。大下教育総務課長。
教育長

○大 下 「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則」に、給
教育総務 与に関することは、「市長の事務部局の諸規定の例による」という規定が
課 長 ございます。よって、教育委員会の職員についても、市長部局の規則であ
る「大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」の例によ
り処遇が決まっております。

教育委員会会議への付議事項は、給与等に関するのではなく、「任免
その他の進退」ですから、あくまで人事案件、主に人事異動に関すること
となります。今回は、付議の対象となる職員を示すために引用している職
務の基準となる表を、引用元の改正に合わせて改正するものでございます。

○柿 本 ほかにはよろしいでしょうか。
教育長 それでは、質疑を終結させていただきます。
これより議案第14号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○柿 本 異議なしということで、議案第14号は可決いたしました。
教育長 続きますして、日程第6（議案第15号）、日程第7（議案第16号）及
び日程第8（議案第17号）につきましては、関連がございますので、一
括して審議し、裁決いたします。

それでは、議案第15号「大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の

設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第16号「大和市教育局設置条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第17号「大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下教育総務課長 初めに議案第15号について、主な改正点をご説明いたします。非常勤特別職3職種を廃止するものです。

一つ目は、教科指導員です。定数は7人で、設置目的及び職務の内容は、「教科指導の専門事項に対する指導助言の充実を図るため、教員に対して学校訪問による教科指導を行う」というものです。

二つ目は、教育研究所職員の中の研究員です。定数は40人以内で、「本市教育の発展と改善に資するため、教育課題に関する調査研究を行う」というものです。

三つ目は、青少年相談室職員の中の研究員です。定数は1人で、「青少年の健全育成に資するため、青少年問題に関する調査研究を行う」というものです。

以上の3職種は、県費負担教職員に委嘱している非常勤特別職であり、学校の勤務時間内に業務を行っているものです。これらの、非常勤特別職としての位置づけを廃止するというものでございます。

こちらの背景としては、教育公務員特例法の中で、教育公務員は教育に関する兼職兼務が認められております。しかしながら、最近の動向の中で、国会等でも勤務時間内に行う業務に対してPTA等から報酬を受けることに対する問題提起があったほか、県内他市の状況を調べますと、非常勤特別職として位置づけている市も少なくなってきておりますので、この機会に改正するものでございます。

それから、青少年相談室職員の中の心理カウンセラーが、平成28年度から3人になりますので、定数2人となっているところを3人に改めます。現在3人いるスクールソーシャルワーカーに合わせ、心理カウンセラーを増員し、充実させることとなります。

こちらに関連しまして、続いて議案第16号についてです。大和市教育局

研究所設置条例施行規則にも、廃止となる教育研究所研究員に関する規定がございますので、こちらも削るという内容でございます。

同様に、議案第17号につきまして、大和市青少年相談室設置条例施行規則にも、廃止となる青少年相談室研究員に関する規定がございますので、こちらも削るという内容でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○石川 今回廃止する3職種について、それぞれ、その制度そのものがなくなってしまうと考えるとよろしいでしょうか。教科指導員なら教科指導員制度そのものが、研究員なら研究員制度そのものがなくなるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○大下 指導室の教科指導員につきましては、これまで指導主事が対応できない教科等の教員に委嘱し、学校からの要請に応じ派遣していたものでございますが、指導主事を増員したほか、放課後寺子屋やまとコーディネーターによる授業力支援も始まった中で、本職の必置性がなくなったため廃止するものです。

青少年相談室研究員につきましては、教育支援教室のために県から加配されている専任教諭に対し、市からも研究員として委嘱していたものですが、業務内容は変わらず、市の非常勤特別職としての位置づけを廃止することとしたものです。

教育研究所の研究員につきましては、原則5人1部会としてテーマに基づく調査研究、理科・社会教材編集等を行うもので、この業務自体は必要でございますので、形を変えて継続いたします。ただし、先ほどご説明したように、他市にも同様の研究員がありますが、非常勤特別職ではない市がほとんどです。そのような状況にも鑑みて、非常勤特別職としての位置づけは廃止するという内容でございます。

○石川 教科指導員に関しては、制度そのものを廃止するということですね。今までは、例えば指導主事の中に専門の者がいない場合等をお願いしていたと思うのですが、どのような場合でも、指導主事ですべてまかなうことが

できるという判断のもとで廃止を決めたのかどうか、教えてください。

○藤井 指導室長
まず、以前は指導主事の人数も、今と比べると大分少ない状況もございました。現状では、教育研究所の指導主事の協力も得ながら、各学校への授業支援、指導助言を行っております。指導では主に、発問に対する子どもの反応等を自分の指導の評価とどのように関連づけていくか、指導と評価を一体化するためにはどうすれば良いかという点を中心としております。当然、専門性という観点も重要な要素の一つではあるのですが、事前には十分調査をし、不明点は指導室内、また教育研究所との連携の中で、指導主事同士が情報交換をしながら、適切に対応してまいります。

以上のことから、教科指導員につきましては、廃止ということで考えております。

○石川 委員
わかりました。
教育研究所の研究員は、先ほど教育総務課長から業務があるので継続するという話がありましたが、どのような形で考えているのですか。

○深谷 教育研究所長
教育研究所の研究員につきましては、今までと内容はさほど変わらず、学校へ発信できる調査研究活動を行っていきます。ただし今回は、位置づけを見直したということになります。教育公務員特例法により、教育に関する兼業は、給与を受けて、あるいは受けなくて認められており、これまで、非常勤特別職として報酬を定め、当該研究員事業を行ってきました。

しかしながら、先ほど教育総務課長から説明がありまして、教育者が教育に関する活動を勤務時間内に行うことに対し報酬を支払うことについて、社会通念上を含めた妥当性を検討する時期に来ていると考えました。そこで、他市の動向につきまして、県内18の自治体を調べたところ、本市を含め5自治体はまだ特別職としての位置づけとしていましたが、12自治体が報酬等はなく、旅費のみの支給でした。活動内容は、本市とほぼ同様に、学校に発信できるような研究活動を行っています。

一方、指導室でも同様に教員が勤務時間内に活動し、全体の学校に発信できる教育の資料を作成する「教育課程研究協議会」を設けています。こちらは元々非常勤特別職ではありません。

以上のようなことから、検討の結果、本市でも見直しは必要であろうと考え、研究員の非常勤特別職としての位置づけは廃止し、研究に必要な費用を謝礼対応とすることとしたものです。

○石川 委員 お話はわかりました。とにかくそのような状況になってきたということ
委員 は事実だと思います。

今年度までは、研究員となった教員は、職務専念義務免除（職専免）という形式で校外に赴き、市の研究をしていたわけです。職務への専念を免除されていたわけですから、それは即ち、県費負担教職員の職務ではないという意味合いであったと思います。

しかし、今度からは、職専免ではない取扱いとなるのであれば、県費負担教職員の職務であることになり、要するに教員の仕事の範囲をやや広げたということになります。ですから、私は今回の議案に全く反対ということではないのですが、今後において、安易に教員の仕事として規定されている部分を拡大してはいけない、という考えを確認しておきたいと思います。ただでさえ、今でも非常に忙しい教員たちですから、さらに職務を広げて、それも無報酬で別の仕事をするのが、果たして適切、適正なのか、その辺の検討が必要なのではないかと考えています。ですから、今回の案件も、本当にこれが最善なのかは、多少疑問に残るところです。

今回これで、他市も大方そうだからと言っていると、教育に関わる仕事ということで、教員としての仕事の範囲をだんだん広げてしまう可能性がないだろうか。今までは、県費負担教職員としての仕事と、市から委嘱して行う仕事との線引きがはっきりしていました。今後また、こういうことがあった場合、十分に考慮して、教員としての仕事を増やさないという考え方を持つことも大切だと思います。今回これで名実ともに、例えば大和市の準教科書を編集するのは県費負担教職員の仕事となってしまうことを憂慮しています。これは意見です。

○柿本 教育長 意見として、また大事な視点として、今後に活かしてまいりたいと思います。

○青 蔭 教育研究所長から説明をいただきましたが、私はもちろん教員たちに過
委 員 負荷をかけることを決してよしとはしません。しかしながら、他市との比
較や国会での問題提起等を見ても、特に教育公務員については、本務かど
うかの線引きは大変難しいところであると思います。

他市に比べて大和市が、必ずしも財政的に優位だとは思っておりません
ので、そういう点からも考えると、非常勤特別職として報酬を支払うこと
に関して、やはり時代の流れといっっては恐縮ですが、財政ありきで考える
必要もあろうかと思えます。だからといって、教員に制限なく何でもやっ
てもらおうとは申しておりません。ただ、一般企業ならどうかといったこと
も考え合わせると、今回の件はやむを得ない部分もあると思います。

○篠 田 私も、教員たちへの負担をさらに増やしてしまうようなことに関して
委 員 は、本当に注意しなければならない大事な問題だと思うのです。ただ、先
ほどもお話に出たように、やはり教育者が教育に関わる活動を行っている
ものであり、指導室でも同様に行われているものがある中で、研究員とな
った教員の負担が、実際どの程度なのかを伺いたいと思います。

また、先ほどの石川委員のご質問の流れで、青少年相談室の研究員はど
のような考え方で廃止するのかを教えてくださいたいと思います。

○深 谷 今、研究員による調査研究部会は4部会あり、それぞれテーマを持っ
教育研究 て、大体2年間で一つの研究を終えるような形で研究に取り組んでいま
所 長 す。月に1回、2時間半ぐらいの時間で、市役所近辺に集まり研究を進め
ています。次の部会までの1か月の間に、授業実践や資料調査をしていた
だき、翌月持ち寄ってもらいます。最終的には、各学校に発信できるも
の、例えば副読本や、授業のためのガイドブック、指導資料集等をまとめ
ていきます。大学教授等を指導講師に招きますので、その指導も受けなが
ら、研究員の教員自身の研鑽にもなって、教材研究に役立っているという
ところは大いにあるかと思えます。

○池 田 青少年相談室の研究員につきましては、教育支援教室、まほろば教室の
青少年 専任教諭がずっと兼ねてきました。まほろば教室の専任教諭は、県費で引
相談室長 地台中学校に配属されている教員が1名来ています。教科指導はもとよ
り、各学校と連絡調整をしながら、まほろば教室に通ってくる児童・生徒

を支援しております。

市の非常勤特別職としての位置づけがなくなっても、業務はこれまで同様に行います。

○柿本 同一人物に重ねて委嘱していたため、県費負担教職員としての職務という取扱いだけで十分であるということで、青少年相談室の研究員については廃止するということでもあります。

○篠田 そうすると、また教育研究所の研究員の話に戻りますが、来年度からは謝礼対応というお話がありました。今後もずっとそのような形式とするのか、また、他市でもそのように対応しているところがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○深谷 先ほど申し上げた、指導室の教育課程研究協議会と合わせる意味で謝礼教育研究 対応といたしました。他市の状況は、旅費のみの支給というところが多くなっています。来年度は、県費での旅費が担保できず、旅費を含めた中での謝礼額としています。今後は県費負担教職員の身分で出張旅費を出してもらえるよう、県や学校とも調整していきたいと考えております。

また、研究に際しては研究図書を購入する必要がありますので、謝礼にはその分も含んでいます。こちらについても、不足が生じて教員の自己負担となることがないように、対応を検討していきたいと思っております。

○篠田 研究員を引き受けてくださる教員たちは、一生懸命やっている皆さんだと思おうので、図書購入費、旅費ともに、自己負担とならないようお願いしたいと思います。また今後、県費負担教職員としての活動となるとすると、他市の状況も関連してくるのだと思います。どこまで県が負担してくれるのかという意味でも、幅広く考えていかなければいけない問題であると思いました。

○柿本 今回の件は、いろいろな角度から問題提起されたように思います。
教育長 一つは、今まで出てきていない中で、身分保障の問題がございます。これまでは、職専免として、教員ではない身分で活動に参加してもらっており、市の非常勤特別職という立場での保障しか適用されません。

今後は、県費負担教職員としての出張という取扱いで整理し、教員の身分保障の適用範囲内となることを考えております。

石川委員がおっしゃったように、教員としての職務自体を拡大するの
かという問題もあり、これについては今後、その視点を持ちながら検討して
いく必要があると思っております。

ほかにご質問はいかがでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第15号、議案第16号及び議案第17号について採決い
たします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第15号、議案第16号及び議案第17号
教育長 は可決いたしました。

続きまして、日程第9(議案第18号)「大和市教育委員会事務決裁規
程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 こちらの改正は、主としては引用している諸法令の改正によるもので
教育総 務。行政不服審査法、地方自治法、地方公務員法の改正があり、それに合
課 長 わせ、市長部局の同様の規程との整合を図るための文言の整理を行ったも
のでございます。

まず、法改正による改正の概要をご説明します。

初めに行政不服審査法ですが、処分・不作為に関する不服申立制度につ
いて、国民がより利用しやすいように、約50年ぶりに全面改正されまし
た。利便性及び公平性の向上が図られ、不服申立て手続きを審査請求に一
元化し、異議申立て制度が廃止されました。これに伴い、本規程では、別
表第1(1)文書関係の表に規定されていた、「異議申立」を「審査請
求」に改め、「裁決」という文言を追加しました。

これに関連し、市長部局では、例えば税に対する不服申立てがあった場
合、これまでは処分課と裁決課が同一で、同じ大和市長が決裁しておりま
したが、公平性確保の観点からこの仕組みが見直され、第三者機関である
行政不服審査会という組織を新たに設けて対応することとなりました。た
だし、教育委員会においては、教育委員会自体が合議制の執行機関である

ため、こちらは適用となりません。

次に地方自治法についてですが、第38条に定める「営利企業等の従事制限」の文言が改正されたことに伴い、本規程も人事関係の表において引用部分を改正するものでございます。

次に、地方公務員法について、こちらは議案第14号でも出てまいりましたが、第25条第3項第2号で、給与に関する条例には、等級別基準職務表を定めることと規定され、規則で定めていた同表を条例に規定することになりました。この3月議会で条例改正が行われ、これに伴う引用部分の改正でございます。

続いて、市長部局の同様の規程である職務権限規程に合わせ、全体的に見直しを行ったものでございます。定義の内容を整理したほか、不足していたものについては新たに規定しました。また、文書、人事関係の共通的決裁事項のほか、各課の事務決裁について定める個別的決裁事項においても、適正な内容となるよう整理しました。

本規程は、一般市民向けではなく、職員のための事務手続きについて定めている訓令であるため、内容としては非常に細かいことが規定されておりますが、教育委員会運営の見直しにより、平成27年4月から訓令の改廃についても教育委員会の付議事項とされたことで、今回付議しているものでございます。

説明については以上です。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○石川 これは、文言の整理や法改正に伴って改正するものですから、これによ
委員 りしいと思います。

○柿本 ほかにはよろしいでしょうか。
教育長 では、質疑を終結させていただきます。
これより議案第18号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第18号は可決いたしました。

教育長 続きますして、日程第10（議案第19号）「大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 教育総務課長 こちらにつきましても、先ほど同様訓令の改正でございます。基本的には組織改正によるもので、生涯学習センターと図書館が図書・学び交流課に変わることに伴い、組織名を改正するものでございます。

具体的には、別表第2のうち、文化スポーツ部の表の所管課の欄を改めます。また、この表において、掲載順序が生涯学習センター、スポーツ課、図書館となっていたものを、組織改正に伴い図書館の項をスポーツ課の上に移し、生涯学習センターと合わせ図書・学び交流課として一つの項にしております。

そのほか、この機会に細かい文言の整理も行っております。

以上でございます。

○柿本 教育長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○青蔭 委員 これについても、文言の整理でございますので、よろしいと思います。

○柿本 教育長 ほかによろしいでしょうか。

では、質疑を終結させていただきます。

これより議案第19号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○柿本 教育長 異議なしということで、議案第19号は可決いたしました。

続きますして、日程第11（議案第20号）「大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 教育総務 補助金交付事業に必要な予算執行等は、市長の権限に属するものですが、本要綱は、教育委員会が所掌する事業に関する補助金交付事業につい

課 長 て明らかにするため定めているものです。

今回、このうち「神奈川県公立中学校文化連盟大和支部芸術祭」に対し行っていたものが、「神奈川県中学校文化連盟大和支部総合文化祭」という名称に変更されたことにより、文言を改めたものです。

以上でございます。

○柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

特によろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結し、これより議案第20号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第20号は可決いたしました。

教育長 続きます。日程第12(議案第21号)及び日程第13(議案第22号)につきましては、関連がございますので、一括して審議し、裁決いたします。

それでは、議案第21号「夏休み子どもまなびや事業実施要綱を廃止する要綱について」及び議案第22号「放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤 井 初めに、夏休み子どもまなびや事業実施要綱について、ご説明いたします。
指導室長

夏休み子どもまなびや事業は、夏休みにおける小学生の学習の場として平成15年度から始まりました。徐々に拡大し、市内20か所のコミュニティセンターを会場として、夏休みに各館二日間で合計40日、退職校長や地域のボランティアの方々の協力を得ながら実施してきました。ひと夏で大体1,000人程度の参加がございました。

しかし今年度は、まなびやは実施せず、放課後寺子屋やまとの延長として、夏休み中に各小学校を会場として10日間ずつの合計190回、寺子屋コーディネーターや学習支援員、退職校長などのボランティアの方々の

協力を得ながら、学びの場を提供しました。当事業は、自分たちの学校が会場であることもあり、参加児童は延べ約1万200人と、夏休み子どもまなびやの10倍以上に当たり、非常に好評であったことから、指導室といたしましても、来年度以降も継続していく方針です。それに伴い、夏休み子どもまなびやについては廃止とするため、本要綱を廃止するものでございます。

引き続き、放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。

放課後寺子屋やまと事業につきましては、平成26年度から市内6校の小学校をモデル校として、小学4年生から6年生までを対象として実施してまいりました。今年度の同事業は、その対象学年を、モデル校が1年生から6年生まで、他の13校が4年生から6年生までとし、実施しております。今年度のモデル校の状況では、下級生の参加も多く、熱心に学習に向かっている状況が見られております。このことから、対象学年を全校において当該小学校に在籍する全児童とするため、本要綱の規定を改めるものでございます。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○篠田 夏休み子どもまなびや事業を廃止し、夏休みにも放課後寺子屋やまとの
委員 延長のような事業を今後も行っていくということですが、夏休みの寺子屋
事業についての要綱というのはあるのでしょうか。

○藤井 今年度の夏休み事業は試行的に行ったものですので、現在それを規定し
指導室長 ている要綱はございませんが、次年度実施する際には、放課後寺子屋やま
と事業実施要綱に盛り込むのか、あるいは夏休み用に別の要綱を定めるの
かを整理し、会議にお諮りしたいと思います。

○篠田 わかりました。
委員

○柿本 ほかにはよろしいですか。
教育長 では、質疑を終結いたします。

これより議案第21号及び議案第22号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第21号及び議案第22号は可決いたしました。
教育長

続きまして、日程第14(議案第23号)「大和市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。樋田文化振興課長。

○樋田 大和市文化財保護審議会委員の任期が、平成28年3月31日をもって
文化振興 終了することから、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに
課長 おける大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議をお願いする
ものでございます。

なお、大和市文化財保護審議会の委員の数は、大和市附属機関の設置に関する条例によって、5名以内と定められております。

文化財保護審議会委員候補者の名簿を添付しておりますが、全員が再任となっております。こちらの5名について、ご審議のほど、お願いいたします。

○柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○青蔭 ぜひこの方々によろしくお願ひしたいと思います。
委員

○石川 この中で、長い方は何期になるのでしょうか。
委員

○樋田 1番の方は、今回19期です。1期が2年ですので38年ということに
文化振興 なります。2番の方は10期、3番から5番の方に関しては2期です。
課長

○石川 高名な方々に担っていただいております、ありがたいことですから、異論は
委員 ありません。

○柿本 よろしいでしょうか。ほかにないようでしたら質疑を終結いたします。

教育長 これより議案第23号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第23号は可決いたしました。
教育長 続きまして、日程第15(議案第24号)「異議申立てに対する決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 本件は、大和市情報公開審査会に対し諮問していた案件について、行政
教育総務 文書公開決定等審査にかかわる答申を受け、異議申立てに対し決定するこ
課長 とについて、審議願いたく提案するものでございます。

決定書(案)、行政文書公開決定等審査報告書を添付しております。本件は、大和市長及び大和市教育委員会双方に申立てがなされたもので、当該報告書の宛先も二つ書かれております。同審査会では、実施機関が非公開とした情報のうち、一部を公開すべきとの判断がなされました。別表としてその部分が記載されておりますが、このうち教育委員会で対象となるのは、②青少年相談室におけるパワーハラスメント及び不適切な組織運営についてという文書の一部と、③処分対象者(懲戒処分には該当しない者を含む)からの聞き取りに関する文書の一部です。

最後に、異議申立人から教育委員会あてに出された異議申立書を添付しております。

決定書については、内容を読み上げますのでご確認をお願いします。

「上記異議申立人が、平成26年11月19日付けで提起した大和市情報公開条例第11条第1項の規定による平成26年10月8日付け大和市教育委員会の行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文

本件処分のうち、次に記載の非公開とした部分を取り消す。

1 青少年相談室におけるパワーハラスメント及び不適切な組織運営についてのうち、1頁目「《経過》」の1行下の行の全て。2頁目15行目の1行全て、16行目の1行全て。3頁目25行目の1行全て、26行目

の1行全て。

2 処分対象者（懲戒処分には該当しない者を含む）からの聞き取りに関する文書のうち、文書の表題又は項目に記載された処分対象者（懲戒処分には該当しない者を含む）の職名。聞き取りにおける発言者の職名。聞き取りにおける発言者の氏名（聴取対象者を除く）。

本件異議申立てのその余の部分棄却する。

理由

1 事実（経過）。平成26年9月3日、異議申立人は、本件行政文書の公開請求をした。平成26年9月16日、大和市教育委員会は、公開決定等の期間延長を通知した（平成26年9月3日から9月17日までのところ、10月8日まで）。平成26年10月8日、大和市教育委員会は、行政文書一部公開決定をし、その内容を通知した。平成26年11月19日、異議申立人は、異議申立書を提出した。平成26年12月25日、大和市教育委員会は、異議申立てを受け、大和市情報公開審査会に本件を諮問した。平成28年3月11日、大和市情報公開審査会は、大和市教育委員会に、非公開とした部分のうち、一部を公開すべきであると審査報告書を提出した。

2 異議申立人の主張。既に記者会見、報道、議会の質疑などにより、公表、明らかになっている情報も含めて、大半が非公開とされている。少なくとも一度、公開した情報を後に非公開にするという処分は納得できない。行政の透明性を担保するという情報公開の趣旨に反している。

3 判断。大和市教育委員会は、大和市情報公開審査会の審査結果を尊重し、公開すべきと答申のあった部分を公開する。

よって、主文のとおり決定する。」

以上でございます。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 詳しくは振り返りませんが、異議申立てがあり、それに対して情報公開審査会で出された判断の部分のみ、教育委員会としては公開するというところでございます。

これにつきまして、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○石川 情報公開審査会の審査結果のとおり公開するのが適切かと思ひます。決
委員 定書の内容についても、これでよいのではないかと思ひます。

○柿本 ほかにはよろしいですか。
教育長 では、質疑を終結させていただきます。
これより議案第24号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第24号は可決いたしました。
教育長 続きまして、日程第16(議案第25号)「大和市個人情報保護条例に
規定する意見聴取について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤井 本件は、放課後寺子屋やまと事業のための、児童の個人情報に関する内
指導室長 容となります。

放課後寺子屋やまとは、これまで原則4年生から6年生までを対象とし
て、放課後子ども教室と共通で事前登録制としていたため、事前に保護者
から住所、緊急連絡先の情報を得ることができました。しかし、そこから
生じる課題として、特に外国籍の家庭の保護者などは、登録方法がよくわ
からないため登録してもらえない、つまり児童も参加できないということ
がありました。

来年度から、対象を全校で全児童に拡大するにあたり、指導室として
は、その学校に通っている全児童がいつでも参加できるようにしたいと考
えております。それに当たっては、全児童の緊急連絡先を事前に把握して
おく必要があるのですが、各家庭のご事情もあり、全保護者から連絡先を
収集するのは大変困難です。そこで、学校で収集している各家庭の連絡先
などから名簿を作成し、同事業と放課後子ども教室で使用していきたいと
いうものです。この名簿は、本当にやむを得ない緊急時のみ使用すること
を想定しております。

学校が集めた個人情報を、放課後寺子屋やまと事業で利用することは、
目的外の利用ということになります。そのため、それが適切かどうかにつ
いて、個人情報保護審査会に諮問するものでございます。

- 柿本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたし
教育長 ます。
- 青蔭 災害等いつ起こるかわからない事態に備え、ぜひそうしていただきたい
委員 と思います。ただ、個人情報については何度となく問題が起きているのも
事実です。やはり管理だけはきちんとなさっていただきたい。ここだけが
心配でございます。趣旨は問題ございませんが、そこだけ必ず慎重にして
いただきたいと思います。
- 藤井 ありがとうございます。名簿の管理につきましては、職員室の鍵がかか
指導室長 る場所で管理してもらう方向で調整しています。利用が認められた場合、
厳重な管理を徹底してまいりたいと思います。
- 石川 情報の管理については、しっかり検討してください。
委員 具体的には、寺子屋で緊急に情報が必要になった場合、子どもたちの情
報をどのように利用することになるのでしょうか。
- 藤井 これまで、子どもたちが参加する場合は二通りの方法がありました。一
指導室長 つは直接参加で、学校が終わって放課後そのまま寺子屋に行く方法、もう
一つは一旦下校してからの参加で、一度家に帰ってから保護者の許可を得
て参加する方法です。どちらもカードで保護者の意思を表示してもらいま
す。
- 直接参加する子どもたちは登校時に、一旦下校する子どもたちは帰宅後
改めて、参加の意思表示をしたカードを持参し、寺子屋に参加する際、受
け付けに提出します。
- 今後は、緊急に保護者に連絡する必要があるとき、直接情報を集めて
いないため、学校で保管している名簿を寺子屋のコーディネーターなどが
利用するというものです。
- 柿本 今までは登録制度だったので、参加希望の家庭からはあらかじめ住所や
教育長 連絡先を収集していたのですが、今回対象を全児童に拡大することで、全
家庭から情報を集めることが難しいため、学校の個人情報を利用してよい
かという諮問をするということです。
- 藤井 放課後寺子屋やまとが独自で集めた情報は当然そこで使えるのですが、
指導室長 学校が例えば家庭環境調査票などで調べた個人情報は、同じ学校を会場と

していても、全く共有してはいけないことになっております。

個人情報、原則集めた時の目的の範囲内ではしか利用できません。その目的外で利用する必要がある場合には、個人情報保護審査会の意見を聴き、認められた場合に限り利用することができます。先ほど来話に出ているように、寺子屋独自で全児童の情報を集めることは困難であるため、学校の情報を利用したいというものでございます。

○石川委員　そうするとこれからは、寺子屋に参加する子どもたちの住所や連絡先などの資料は、寺子屋では持たず、必要な場合は学校の名簿を利用するということになりますか。

○藤井指導室長　寺子屋では、保護者から直接個人情報を収集することはなくなります。緊急時に閲覧するのは、別途指導室が学校の名簿を加工し、必要最低限の情報だけを集めて作成する寺子屋用の名簿です。これは、放課後こども教室と共通になります。通常時は職員室に保管し、むやみに閲覧することはできません。

○青蔭委員　つまり、必要最低限の情報だけを使っていいかということですよ。住所、電話番号など、要は可及的速やかに連絡する方法を用意しておくということでしょう。

○石川委員　そういうことですか。わかりました。

○柿本教育長　夏休みなどは、参加予定のお子さんが連絡なしに来ないなど、大変四苦八苦したのです。ですから、そういった名簿をきちんと寺子屋としても用意しておくことは非常に大事なことだと考えています。

○石川委員　指導室にとっては大変な手間ですね。

○青蔭委員　そうですね。仕事が増えるわけですが、遺漏なきようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○柿本教育長　ほかにはよろしいでしょうか。
では、質疑を終結させていただきます。
これより議案第25号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第25号は可決いたしました。
教育長 続きまして、日程第17(報告第1号)「平成27年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。
細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 本件は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2
教育総務 条により付議事項と定められておりますが、急施を要するため、同条第2
課 長 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条
第3項の規定により承認を求めます。以上でございます。

平成27年度大和市教育委員会表彰被表彰候補者で、追加の1名の分です。功績につきましては、第70回市町村対抗かながわ駅伝競走大会第4区区間新記録区間賞ということでございます。以上でございます。

○柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長 特によろしいでしょうか。
では、質疑を終結させていただきます。
それでは、報告第1号について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、報告第1号は承認いたしました。
教育長 ここで日程を変更し、議案を1件追加しますが、議事運営上、「その他」の後に審議することとします。

◎その他

○柿 本 それでは、「その他」に入ります。
教育長 各課での報告事項について、順次報告してください。
初めに、平成27年度指導室・学校訪問の実施報告について。藤井指導室長。

○藤 井 指導室長 まず、指導室が実施する学校訪問の概要を説明させていただきます。指導室では、教育課程や学習指導等、教育に関する専門的な事項について、指導助言を行うものを中心に、4種類の訪問を位置づけております。

1の計画訪問は、指導室が主体となり、市内全小中学校へ出向き、指導室の重点施策を伝えるとともに、テーマに沿った協議をするほか、授業研究として、指導主事が授業参観を通して助言を行うもので、1学期中に実施しております。

2の要請訪問は、各学校の要請に基づき、校内研究に関する授業実践の指導助言や、学校図書館の活用などの支援を行うもので、前者は2学期に、後者は随時行っております。

3の初任者訪問指導は、初任者を対象として、教科の授業実践に関する指導助言を行うもので、2学期以降に行っております。

4の相談訪問は、児童・生徒の諸問題について、各学校の必要に応じて随時指導主事が訪問し、指導助言を行っているものでございます。

平成27年度の実績としましては、計画訪問では、学力向上及びいじめ・不登校対策をテーマとして協議しました。授業研究による参加は38回となっております。要請訪問における研究授業の状況は、全体で87回ありました。要請訪問の場合は、授業を見た後、さらに放課後の時間を活用した研究協議会も併せて実施しております。また、図書館関係の支援では、授業における図書館の活用や学校司書の支援について、学校図書館スーパーバイザーが年間約300回学校訪問をしております。当然、学校の課業日を超えてしまうわけで、1日多いときは4校回っていることもございます。初任者訪問指導につきましては、授業における指導力向上に触れるだけでなく、教員としての心構えや初任者からの相談にも乗りながら、着実に力をつけていけるよう努めてまいりました。相談訪問につきましては、問題解決に困難を要するケースを中心に、指導主事が子どもや家庭、また学校にとってよりよい方向性を示唆するなど行ってきました。

以上でございます。

○柿 本 教育長 それでは、ただいま報告のあった部分に関し、質疑、ご意見等ございましたら、お願いします。

○青 蔭 質問はございませんが、大変な業務をこなしていることがよくわかりま
委 員 す。ほかにも業務は増えていると思いますが、人員は足りているのでしよ
うか。

○藤 井 業務量としては大変な部分もありますが、モチベーションを高く持つよ
指導室長 う職員を鼓舞しております。また、教育部全体でもいろいろ支援していただ
いています。特に今年度は、夏休みの寺子屋など、部を挙げて学習支援
に協力していただいたほか、ほかの面でもいろいろ助けていただいております。
ありがとうございます。

○青 蔭 ご苦労をお察しします。ぜひ、職員の方々の健康に留意してやってくだ
委 員 さい。

○柿 本 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分としま
す。

休憩 午後0時15分

(休 憩)

再開 午後1時07分

○柿 本 再開いたします。

教育長 「その他」の報告事項の続きとして、平成28年度県費負担教職員の研
修計画について。藤井指導室長。

○藤 井 初めに、指導室が実施する研究・研修についてご説明します。研修会・
指導室長 担当者会につきましては、実施回数を削減するなど、全体的に減少してい
こうと考えております。理由につきましては、後ほど補足いたします。

まず、委託研究について、指導室からの委託は例年と変わりませんが、
7番「子どもJoy! Joy!プラン」につきましては、県の委託3年目を迎える年で、
学習面だけでなく、健康・体力面の育成について発信していくこととなります。

続いて学校訪問について、主な変更点として、訪問研修を新たに加えました。
訪問研修とは、指導主事が各学校に出向き、学力向上と児童・生徒指導につ
いて、校内研修を実施するものです。すべての小中学校で各1回、合計2回
ずつの研修会を持ちます。ねらいとしては、より多くの教員

が学習と学級経営について研修することで、力をつけてほしいという思いがあります。現在では、経験の浅い教員が大半を占めるようになった学校現場で、これまで実施してきた学校代表一人の悉皆研修では広がりや周知が徹底できないこともその一つの理由です。また、臨時的任用職員や、学校司書またはスクールアシスタントにも、研修内容によって一緒に参加してもらいながら、学習や生徒指導について学んでほしいと考えております。従来1回で済んだ研修会を、すべての小中学校で2種類実施するため、指導主事が訪問する回数は倍に増えることとなります。指導主事にとっては負担となりますが、教員の質の向上のために重要と考えました。そのため、冒頭で触れた研修会・担当者会については、バランスを取る上でも回数を減らしていきたいと考えております。

研修に当たっての概要については、後ほどご覧いただければと思います。

指導室からは以上です。

○柿本 続いて、深谷教育研究所長。
教育長

○深谷 続きまして、教育研究所主催の研修についてご説明いたします。
教育研究 目指すべき教職員像に分類されている人格的資質、課題解決力、授業
所 長 力、それぞれを高めるための講座を計画しております。基本的には本人の希望参加ですが、一部、経験年数別に悉皆としており、全部で14講座ございます。人格的資質向上の分野で3講座、課題解決力向上の分野で4講座、授業力向上の分野で7講座です。この中で4講座は、市民、保護者にも公開していきます。

来年度、特色のある、あるいは重点を置く4点をご説明いたします。

まず、人権教育ですが、絵本作家の森野さかなさんをお呼びして、子どもの人権、命、生活を守るには、大人は何をどう考え、行動したらよいか、幼少期のご自身の体験と絵本、音楽を合わせた語りとでお話をいただきます。多くの方の心に届くようにPRをしていきたいと思っております。

2点目、課題解決力向上の講座の中で、子どもへの手立て、子どもとの

関係づくりで悩んでいる教師あるいは保護者への解決の糸口となるように、臨床心理あるいは脳科学の視点から、子どもを理解していく手立てを学ぶ講座を二つ準備いたしました。

3点目、授業と講義の2本立ての研修を計画しています。ICT活用、音楽、小学校の英語と、全部で3講座計画しております。今年度も2講座この形式で行いましたが、来年度はさらに学校の協力を得て1講座増やしました。講師の先生から事前に指導を受けた教員が授業を行う形式と、講師自ら大和の子どもたちに授業をしていただく形式とがありますが、どちらも実際の授業を見た後、講師の話聞く中で、授業のポイントを学んでいきます。来年度は緑野小学校、南林間小学校、引地台小学校にご協力をいただきます。

最後に4点目ですが、来年度、教育研究所は創立50周年を迎えます。この50周年を迎えるに当たり、毎年行っている研究発表会・講演会を、50周年記念と題して計画しています。8月17日の教育講演会は、「我がまち、ふるさと大和」という演題で、笹森孝雄元校長に大和の魅力を再発見できるような講演をいただく予定です。市民にも公開するほか、市職員にも人財課を通して発信していく予定です。大和の子どもたちの育ちを支える私たち大人が、大和市の歴史や魅力をもっと知り、もっと好きになれたらという願いのもと、講師と相談しながら準備を進めております。

以上のように、教育研究所では、教員自らが教員としての資質や指導力を向上させ、視野を広げられるようなさまざまな研修講座を来年度も幅広く展開していく予定であります。資料には、他課主催の研修も掲載しています。

報告は以上でございます。

○柿本 教育長 ただいまの報告に関し、質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。

では続いて、校務支援システムの運用開始について。深谷教育研究所長。

○深谷 校務支援システムは、今年度の当初予算で、構築費用と3月分の機器リ

教育研究 ース、保守費用を確保して準備を進めてまいりました。システムを導入す
所 長 る一番の目的は、先ほど石川委員にご心配いただいたような、教員の過労
の解消ということにあります。

校務を効率化することによって教職員の事務負担を減らし、その分、児童・生徒に向き合う時間や、授業の準備、あるいは評価などの時間をより多く確保して、教育の質の向上を図ることを目的としています。また、データを一元管理できるので、セキュリティ一面が強化されるメリットもあります。さらに、1回入力したデータがさまざまなものに自動的に反映されていきますので、転記ミス等も防止できます。

導入の経過は、一昨年11月から先月2月まで16か月で準備を進めてきました。関連各社からパッケージ製品が出ている中、まず大和市に一番合ったものを選定し、それを大和市仕様にカスタマイズしながらシステムを構築してまいりました。製品の決定から構築の作業は検討委員会を立ち上げて行いました。学校の代表として9名、校長、教頭、教務担当が2名ずつ、進路指導、事務職、養護教諭1名ずつ、さらに教育委員会の代表とで組織して、業者決定後はさらに毎回業者の説明を聞きながら教職員が使いやすい機能にすべく話し合っ決めてきました。今月から試運用、4月から本運用となります。

導入するソフトウェアと製品を導入する業者は資料のとおりです。

機能で主なものは、連絡やスケジュールの管理、学籍・成績など子どもたちの情報の管理、それから学校備品の管理、以上の3種類になります。機能ごとに編集や閲覧、見るだけというような権限を決めることができます。成績は、担任あるいは教科担当だけが編集できるように、また、「いいところみつけ」という子どもの行動を書きとめる機能については、だれでも編集できるように権限を設定しておけば、例えば児童会や生徒会、クラス活動、休み時間などを利用して、担任以外の教員が気づいた子どものよい行動などをその欄に入力しておくことができます。それが蓄積されて子どもを多面的に評価し、成績の所見、面談指導などに生かすこともできるようになっています。

今後の予定ですが、研修は丁寧に行っていきます。製品の導入会社ED

UCOM社の無料ヘルプデスクも毎日18時半まで対応できるようにしましたので、操作がわからないときなどは問い合わせすることができます。

裏面に導入したシステムの画面、C4thの画面を一部掲載しました。教員一人1台整備しているコンピュータにトップ画面が表示され、機能を選んで使います。既に28年度の児童・生徒名簿を入れて、あるいは教員情報も入力を終了し、行事予定、連絡機能を使い始めている学校もあります。4月から6月までに各学校の職員室で、教員がパソコンを実際に操作しながら研修を行います。各学校に研究所と業者がそれぞれ訪問し、2回ずつとして計画しております。少しずつ操作に慣れて、7月には初めてシステムでの通知表を印刷するという流れになります。本来の導入目的である校務の効率化が図れるように、業者と今後も連携して、引き続き学校をサポートしていきたいと思っています。

以上で報告を終わります。

- 柿本 教育長 　　ただいまの報告について、質疑、ご意見等ございますでしょうか。
- 青蔭 委員 　　校務が少しでも楽になると期待しております。ただし、あくまでも運用については慎重の上にも慎重を期していただきたいと思います。情報漏えい等のなきよう、ぜひお考えいただきたいと思っています。
- 石川 委員 　　教員の皆さんにとって、とにかく効率よく仕事ができるように、研修はしっかりしていただいて、的確に運用できるようにお願いしたいと思えます。
- 篠田 委員 　　初めての成績表の入力等もあると思いますので、コンピュータをすべて信じるのではなく、二重、三重のチェックができるような体制をしっかり作っていただきたいと思っています。
- 青蔭 委員 　　人は、コンピュータに入力すると安心して、正しいと思ってしまいがちなので、そこは複数の目で確認していただきたいと思っています。
- 柿本 教育長 　　わかりました。研修と、情報漏えいや入力ミスの防止をしっかりと行って、有効に使っていただけたらと思います。
- ほかにはよろしいでしょうか。

では続いて、「第16回成人式大賞2016」受賞について。佐藤こども・青少年課長。

○佐藤こども
今年行われた成人式につきましては、前回の教育委員会定例会でご報告したところでございます。

青少年課長
2016やまと成人式は、平成28年1月11日、大和スポーツセンターで執り行われました。対象者数は、新成人2,215名、昨年度と比較して50名ほどで減っております。出席者数は1,611名、昨年度と比較して26名ほど少なくなりました。ただ、対象者数が減ったこともあり、参加率は72.7%、昨年が72.3%でしたので、若干増えております。

成人式大賞について、主催は、慶應義塾大学名誉教授の井関先生が会長を務める新成人式研究会で、文部科学省が後援している事業です。目的は、現代に相応しい成人式の創造を図り、成人式の現状の一層の改善改革等に資するため、全国自治体から当年度に実施された成人式を公募し、より有意義で創造性にあふれる成人式を選定し顕彰するという内容です。今回は、全国78の自治体から応募があったと聞いております。

続いて結果ですが、本市は、昨年に引き続き成人式の優秀賞を受賞しております。過去の神奈川県内の受賞自治体につきましては、清川村、厚木市、川崎市、藤沢市、秦野市、大和市であります。本市の成人式優秀賞受賞は県内歴代最高位です。ちなみに、今年度の成人式大賞につきましては花巻市、準大賞は一関市、調布市となっております。

県内の受賞自治体一覧は、成人式大賞各賞の名称と、平成13年度から28年度までの受賞自治体を記したものです。大和市は、平成26年度に奨励賞を受賞し、優秀賞は2年連続2回目、入賞は3年連続3回目という結果でした。

なお、表彰式は、去る3月24日に執り行われ、こども・青少年課職員と成人式実行委員会の委員長が参加しております。講評はまだ発表されていませんが、今回の成人式については、大和市を愛してもらえ、知ってもらえるというコンセプトのもとに企画を行ったので、その辺りが受賞につながったのではないかと想定しています。今後も参加意識を高めるた

め、地域を巻き込んだ企画を盛り込み、委員の皆様からの意見も伺いながら、より多くの新成人に参加してもらえるよう検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○柿 本 成人式大賞につきまして、何かございますか。
教育長

○青 蔭 おめでとうございます。お疲れ様でした。ご尽力ありがとうございます。
委 員 次年度は大変プレッシャーだと思いますが、頑張ってください、よろしく願いいたします。

○柿 本 ほかに、事務局より何かございますか。
教育長 委員の皆様から何かございますか。
特にないようでしたら、4月の会議の日程をお知らせいたします。
4月定例会は、4月28日木曜日午前10時からを予定しております。
続きまして、先ほど日程変更いたしました日程第18（報告第2号）「大和市教育委員会職員の人事異動について」ですが、非公開とすべき人事案件として審議を非公開とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柿 本 異議なしということですので、日程第18（報告第2号）は非公開とい
教育長 たします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
教育長 これにて教育委員会3月定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時35分